

平成26年第2回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年 6月 4日  
 本日の会議 平成26年 6月13日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君  
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

1 番 饗庭 敦子 議員

2 番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9 時 3 0 分

閉会 1 6 時 3 0 分

平成26年第2回長与町議会定例会

議事日程（第5号）

平成26年 6月13日（金）

午後 1時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	48	長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例	※総務
2	51	平成26年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総務
3	49	長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	※建産
4	請願1号	「集団的自衛権行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願	※総務
5	52	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
6	53	人権擁護委員の推薦について	
7	54	都市計画道路西高田線橋梁下部工工事請負契約の締結について	
8	55	都市計画道路西高田線切土工事請負契約の締結について	
9	発議1	労働者保護ルールの改悪に反対する意見書	
10	—	議員派遣の件	
11	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

平成26年第2回長与町議会定例会

追加議事日程（第5号の追加1）

平成26年 6月13日（金）

日程	議案番号	件名	備考
12	発委 2号	集团的自衛権行使容認に反対する意見書	

(開会 13時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

11日までの委員会審査、お疲れさまでした。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第48号、長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第51号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第1号)を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任  
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る6月9日、本会議におきまして、総務常任委員会へ付託を受けました議案第48号、長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例につきましては、6月10日、委員全員出席のもと、説明員として松尾企画振興部長、大津地域政策課長、その他関係者職員の出席を求めて審査いたしました。

改正の主な内容は、長与港西側埋立地という条件を全町にするということ、適用業種を製造業、卸売業・小売業、教育・学習支援業、医療、福祉に拡大し、振興を図ることと、町内の常用雇用者を10名とする新たな条件をつける改正でありました。

主な質疑として、榎の鼻に進出する大型商業施設以外で適用する施設はどのようなものを予測しているのかという質疑に対し、製造業等は現状難しい。業種をふやしているので促進を図りたいという答弁でした。

常用雇用者を10名としたのはなぜかという質疑に対し、雇用の促進を図るということであり、ほかの自治体もそうしているとの答弁でした。

大型商業施設の進出は既に内定している。そういう施設に対し、条例改正して減免するのは利益供与になるのではないのか。税金の使い方としておかしいのではないのかという質疑に対し、雇用拡大と定住人口の増加を大きな目的にしているので理解してほしいとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第1号)に関しましては、6月10日、委員全員出席のもと、説明員として鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、松尾企画振興部長、田島生活福祉部長、浦川建設部長、和泉教育委員会次長、宮崎総務部理事、永富教育委員会理事、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、審査いたしました。

議案の主な内容は、歳入歳出それぞれ2億1,938万8,000円を追加し、総額124億3,126万円とするものでありました。

歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金、基金の取り崩しでありました。

主な歳出は、年金福祉給付金、子育て世帯臨時給付金、長与小運動場整備事業等でありました。

主な質疑として、図書館建設のプロジェクトチームのメンバーはという質

疑に対し、総務、企画、建設部長、教育委員会次長、財務、都市整備、生涯学習課長を考えているとの答弁でした。

図書館建設推進専門委員はどういう仕事をするのかという質疑に対し、建設に向けての事務であり、予算や工期、連絡調整等であるとの答弁でした。

臨時福祉給付金加算分の根拠を示してほしいという質疑に対し、給付金の対象は5,583名で、加算対象は約半数と思われ、2,792名で算出したとの答弁でした。

小規模施設に対するスプリンクラー設置補助金は何カ所に設置するのかという質疑に対し、町内18カ所ある施設のうち1カ所である。残り1施設が未設置であるとの答弁でした。

長与小運動場整備について、なぜ補正予算で計上されたのか。財源が基金であれば当初予算でよかったのではないのかという質疑に対し、工期が一番の理由である。本年度中に完成して来年の運動会に間に合わせたい。当初予算に計上されなかったのは予算全体のことを考えてというふうに思うが、自分の立場ではよくわからないという答弁でした。

駐車場のスペースに学童施設をつくれぬのかという質疑に対し、児童数に対し運動場は7,700平米必要であるが、5,700平米しかない。今後設計に入るが、運動場として不要な場所とは確定できていないので、現時点では答えられないという答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第48号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第51号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番

(堤理志議員)

私は、議案第48号、長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、提案理由説明時の質疑の中で、榎の鼻区画整理地をきっかけにとの答弁があったことから明らかなように、榎の鼻土地区画整理地への大型商業施設進出の後押しを最大の目的とした条例と言えます。総務常任委員会での質疑でも、商店街への適用もあり得るのかという問いに対し、考えていないとの答弁でありました。本条例改正は企業の進出により町が活性化し雇用創出にもつながるというだけでは済まない問題があり、本条例改正に反対するものであります。

その第一は、既に進出が内定している特定の企業に対し、後づけの条例でもって固定資産の免除を行うことが果たして妥当なのかという問題があります。一般的な企業誘致の奨励条例は、雇用創出や活性化を目的として企業などが今後新たに進出するよう誘導する目的があります。地方自治体の事務は特定の営利企業の利益を図る目的、つまり便宜供与を目的としていません。地方自治法によりますと、地方公共団体は住民福祉、すなわち公共の福祉を増進するためであり、また、地方公務員法でも、第30条で、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することとされ、特定の企業や団体の利益に偏らないよう規定しています。また、地方自治法の232条第2項は、普通地方公共団体は、その公益上、必要がある場合において寄附や補助をすることができることとされ、公金の寄附、補助、これらはあくまでも必要がある場合に限定がされております。本町においては、特定の営利企業が進出することは本条例改正議案が提出される以前に既に内定している事項でございます。このことから、一般的な企業誘致を奨励する条例と比較しても本末転倒していると言わざるを得ません。この条例による固定資産税の免除だけでなく、役場前の橋の建設も億単位の公金が投入されようとしていますが、これらは商業施設への利益誘導を図る側面があることは事実であります。そもそも全国展開しているような大型の商業施設は、そこに進出する資本力、集客力、販売力をもともと持っています。このことは、条例改正が提案される前からこの企業進出は内定し、計画が着々と進んでいることから明らかであります。

一方、既存の町内業者はどうでしょうか。本町で商工業を営んでいる中小零細事業者は、この長引く不況で厳しい経営を余儀なくされています。今回の大型商業施設の進出により、さらに減収、いよいよ倒産し廃業してしまうのではないかと、そういう危機感を抱いている声が私のもとへも入っています。こうしたところにこそ行政が手厚く支援の手を差し伸べるべきではないでしょうか。

今回の条例が可決したとして、進出企業から徴収すべき固定資産税が3年間減収になります。これは能力に応じた負担を原則とする租税公平主義の原則に反します。税負担の公平性を問題にすべきは、社会的弱者へ向けるのではなくこうした部分であります。

また、雇用創出についての総務委員会での質疑では、パートやアルバイトなど、低賃金、非正規雇用であっても、また、途中で契約解除を繰り返しても合計で10名以上の雇用であれば条件として構わないという説明がなされました。私は福岡県の大川市の企業誘致条例を調べてみますと、嘱託、パートタイム及びアルバイトを除く常用雇用者、つまり、正社員、正規社員での雇用であることを条件づけています。本条例改正案では、雇用の効果は限定的であります。公共の福祉を目的とする官、そして営利を目的とする民間は節度ある距離感が必要であります。特定の営利企業への便宜供与を禁止した地方自治法の精神から見ても、今回の条例改正は問題意識を禁じ得ません。よって、本条例改正に反対をいたします。

議 長 (山口経正議員)  
次、賛成討論はありませんか。  
5 番、分部和弘議員。

5 番 (分部和弘議員)  
議案第 48 号について、賛成の立場で討論いたします。  
本条例改正は、今までになかった町内雇用者を明記し、積極的に雇用の確保に向けた取り組みとなっております。県内の幾つかの市町の特例を比較しても特別に違った点もなく、何ら問題はないと思います。若者の町外流出に待ったをかける取り組みと理解し、今回の改正がしっかりとしたチェック機能を継続的に行い、町内経済の活性化、定住人口の増加に向けての雇用をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)  
次に、反対討論はありませんか。  
17 番、西田 敏議員。

17 番 (西田 敏議員)  
私は、議案第 48 号、長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。  
長与町の西側埋立地は、当初、ヨットやレジャーボートなど海洋スポーツ等の高まりから、船揚場や船舶の修理施設や海洋物品販売の店舗の用地を目的として、町が、これは県も含まれると思いますが、埋め立て整備をされた町有地と認識しております。ところが、完成後はバブル崩壊後の不況もあって、当初の目的は達せられなくなったと記憶しております。工場誘致の話もあったようですが、価格が折り合わず断念した話も聞き及んでおります。現在はセメント工場、角煮まんじゅう製造所、町立の海洋スポーツ交流館、芝生広場ができております。  
さて、今回の議案で疑問に思うのは、なぜ民間開発にこの条例をかぶせるのかということです。理事者側の説明では、榎の鼻開発を意識しての条例であることは明らかです。商業の活性化と町内雇用の確保が目的であるとの説明は理解できますが、行政の誘致とは、来てください、条件をよくしますからというものであります。進出予定の大型商業施設は以前から長与町に進出したがっているものであり、黙っていても来たはずであります。わかっていたからこそかなりの面積を用意していたのではありませんか。従業員の長与町の居住条件も難なくクリアできるでしょう。同僚議員の質問でありましたが、今後、小さい事業所にはかえって足かせになる嫌いがあります。  
もう一つ、以前、町長にお尋ねしましたが、販売業種、つまり、どんな物売る予定ですかと尋ねたことがありましたが、まさか食料品を主としたものであったら既に進出・定着している系列店を除く中小スーパーなどから行政が批判を受けることになるのではないかと危惧しております。  
以上のことから、本議案に反対いたします。

議 長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論はありませんか。



次に、反対討論はありませんか。

9 番、森 謙二議員。  
(森 謙二議員)

反対の立場で討論します。

この条例改正案には固定資産の取得価格の合計額が2,500万を超える設備を新設または増設すること、新たに10人以上の常用雇用者を雇用することとあります。この改正が大型商業施設を対象にしているのならば、町内の既存の小売店は大打撃です。新たに来る力が強い企業が優遇され、既存の小売店は不利な競争を強いられます。起こり得る結果をどう説明するのでしょうか。

ただし、反対を表明をしたんですけれども、一言言い添えておきたいことがあります。トヨタのような企業が来る場合は、私は賛成したと思います。以上です。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。  
(河野龍二議員)

私も反対討論を行います。

既に同僚議員が指摘しますように、私も今回の条例改正は大型商業施設のための改正としか思えないということで反対いたします。

本会議の質疑でも指摘しましたように、町民の多くは生活にゆとりがあって納税をしてるわけではありません。また、町内で日々営業している中小業者にとっても同じです。また、今の経済状況ですと、逆に厳しい状況の中で納税をされていることだと推測されます。そういう意味では、大型商業施設の進出は規制こそあれ奨励すべき問題ではないと考えます。それを今回の条例改正は奨励をしてまで進出を拡大するものであり、本条例に同意できないことから、反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第48号、長与町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

議案第51号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第1号)に賛成の立場で討論いたします。

歳入は、2億1,938万8,000円を追加するものでありますが、歳入の内訳としまして、国からの補助金1億3,201万4,000円と県からの補助金1,222万1,000円、基金繰入金6,715万3,000円、町の持ち出し分が360万円となっております。

新しい主な事業は、介護保険の小規模施設へのスプリンクラーの設置、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金、住宅性能向上リフォーム支援補助金などが国・県の補助事業となっております。

その他、長与小学校のグラウンドの整備事業につきましては基金の取り崩しによるものでありますが、当初予算で計上できたことだと推測いたします。しかし、補正予算で計上できたことは意義があり、来年度から子供たちが使用できる環境整備が図られたことは大変うれしく評価できるものと思います。

町の財源の図書館建設推進専門員のプロジェクトリーダー報酬費180万円は、これからの新設される図書館の構想のためであり、ぜひ使いやすい未来の図書館ができることを希望いたします。

消防費の消防団支援法の整備基準の改正による安全靴の予算は、安全確保のためのものであり必要不可欠のものであります。

よって、全体的に考慮し、本議案に賛成の討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

私は、議案第51号、平成26年度長与町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、26年度の当初予算で要望していた長与小学校のグラウンド整備工事費が計上されていることが評価できます。また、子育て支援の観点からも早い完成が望まれます。

次に、図書館建設推進専門員がプロジェクトチームリーダーとして政策推進課へ配属され、具体的な図書館建設の推進に取り組まれるとのこと。専門員が公平公正な立場として取り組むことで、これまでの町民の要望にも応えられることと思ひ、大いに期待いたします。

また、スプリンクラー整備への補助金により今回1施設が整備され、本町

においては未整備はあと1施設のみとのこと。長与町の全ての福祉施設が整備でき、よりよい環境で住民の方が安心して安全に過ごせることを願います。

この補正予算については、経過が見えるように積極的に取り組んでいただきたいと要望し、賛成の討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番

(安藤克彦議員)

私は、本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

歳出につきまして、指摘と要望をして賛成討論といたします。

1つ目、長与小屋外運動場整備に関する設計監理委託料と工事費が計上されておりました。この件は同僚議員の指摘にもございましたけれども、当初予算の委員会審議の際にも多くの委員から早急な予算化の指摘があっていたわけですが、今回出てきた予算の原資というのは全額基金の取り崩しであります。ということは、当初予算に計上されておっても何ら問題はなく、逆にまだ予算化すらされていない屋外運動場整備後にしか取りかかれない生活科や理科の学習、あるいは情操教育で必要な学級園等の整備もスピード感を持って当たることができたのではないかと考えております。よって、この事業は越年することなく年度中に完成に向けて邁進していただきたいと思っております。

2つ目に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてでございます。この給付金は、消費税増税による低所得者層、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点からの国の施策でございます。この給付金は対象者による、いわゆる申請主義によるものであります。広報ながよの今月号でもページを割いて、フローチャートやQ&Aが掲載され、丁寧な説明がなされておりますが、一層対象者からの漏れのない申請に努力いただければと思っております。

以上、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第51号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

建設産業  
常任委員長

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第49号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

建設産業常任委員長。

(山口憲一郎議員)

それでは、報告をいたします。

去る6月9日、本会議におきまして、建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果につきまして報告をいたします。

議案第49号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、6月10日、9時30分より、委員1名欠席のもと、説明委員として浦川建設部長、松邨都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、長与町地区計画の変更等に伴い、榎の鼻地区計画において、建築物等に関する事項の一部が変更になったため、一部を改めるものであるとの説明を受け、質疑に入りました。審査の過程で、図面での説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、今回追加したのは建てる前提での変更なのか、保育所が建ったとして認定こども園に変更になった場合は認可はおりののかとの質疑に対しては、組合と話をしながら地区計画の変更をかけているので、できるだろうという認識である。認定こども園は保育所と幼稚園の両方の機能を持つ施設であるので、建築することは可能であるとの答弁でした。

また、病院等の施設が来るのは決定事項かとの質疑に対しては、病院等の施設については、まず、組合が誘致をして組合から町へ建てられるよう対応してほしいとの要請があり、地区計画で建てられるようにした。病院等の誘致の話については、どこまで進んでいるのかは把握をしてないとの回答でした。

そのほかに、昨年12月の議会で新たに榎の鼻地区を地区計画決定したが、組合の要請があったとはいえ、簡単に変更できないのではないかと。165平方メートルに満たない換地についても、当初からわかっていたのではないかと。質疑に対しては、当地区は開発前は調整区域で用途の制限ができなかったため、地区計画を決定した。公共施設用地に何ができるかわからない状況で住宅地の中に適用した施設として話があったため、今回の地区計画の変更を行うこととなった。換地については、当初から入れておくべきだったと思うが、面積については、従前地所有者と組合との協議を行った結果どうしても無理なため、165平方メートルを切ることになったと思うとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議 長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第49号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

(休憩14時02分～14時03分)

議長

(山口経正議員)

会議を再開します。

日程第4、請願第1号、「集団的自衛権行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願を議題とします。

ただいま議題としてあります請願について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任

(佐藤 昇議員)

委員長

報告いたします。

6月4日、本会議におきまして、総務常任委員会へ付託を受けました請願1号、「集団的自衛権行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願につきましては、6月10日、9時30分から、委員全員出席のもと、請願人紹介議員の出席を求めて審査いたしました。

請願の主な趣旨は、戦後69年、戦争で死亡した人はいない。あやめた人もいないのは、平和憲法のおかげである。安倍政権では集団的自衛権の解釈変更をしている。これを認めれば戦争への道を歩むのではないかと思うとの説明でした。

主な質疑として、集団的自衛権は、実際自衛ではなく攻撃をすることではないのかという質疑に対し、自衛ではなく攻撃をすることになる。わかりにくい言葉であるが、国際的な用語である。友好関係にある国が他国から攻撃を受けた場合、一緒になって守る。そのことが、ひいては自国を守ることになるということから名前がついたのだと思うとの答弁でした。

首相は、我が国に重大な攻撃を及ぼす可能性がある場合、限定的に行使することが許される。日本が攻めてこられなくても使いたいということを経

かの例を出して記者会見している。そういう報道がされると、国民はそうなのかと思う人もいる。正確な報道や伝え方をしないといけないと思うがどうかという質疑に対し、マスコミのアンケートのとり方が、賛成か反対かというとり方や条件をつけてとるのでは結果が違ってくる。安倍政権は巧妙に言っているが、専門家の人たちが法律に基づいて間違っていると言わなければならないという答弁でした。

集団的自衛権のアンケート調査について、よくわからないと答えた人が多いがどのように説明していくのかという質疑に対し、実際に戦争に行く、子供を行かせることに切実感がないと思う。アフガンやイラク戦争など、戦争に行った多くの人がPTSDにかかっている。もっと戦争について真剣に考えてほしいとの答弁でした。

集団的自衛権を行使すると日本にどのような影響があると考えられるのかという質疑に対し、直接武力攻撃を受けることは想定していないが、テロ行為の可能性はある。行使すると必ずリアクションがあり、心配しなければならない。だから、平和憲法を守らなければならないとの答弁でした。

解釈変更で立憲主義が否定されるということを説明してほしいとの質疑に対し、立憲主義は国民の総意で平和憲法が成立しているので、解釈変更はおかしい。どうしても憲法を変えようとするのであれば、96条で行えばいいとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、請願第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

私は、請願1号に対し、反対の立場で討論いたします。

集団的自衛権とは、日本の同盟国などが攻撃されたとき、たとえ直接攻撃されていなくても自国への武力行使とみなし、反撃する権利です。しかし、そうした権利を保有しているにもかかわらず憲法解釈上行使できないという立場をとっていることが、日米の安全保障や自衛隊の国際貢献にとって大きな制約となってきました。現在、北朝鮮の核開発が進み、また、中国による尖閣列島を含む東シナ海における防空識別圏の一方的な設定、尖閣諸島に近い東シナ海でのロシアとの共同軍事演習、さらに、南シナ海西沙諸島周辺海域でのベトナム艦船衝突事件など、アジアの安全保障の環境は厳しさを増しており、日本の周辺では安全保障上さまざまな火種がくすぶっています。これらの危機に対応するため、友好国との安保協力は当然であり、集団的自衛

権についても行使を考える時期に来ているのではないのでしょうか。日本の安全保障のかなめは日米両国の同盟関係であり、戦後70年近く日本が戦争もなく平和であるのは、この関係が持続されてきたことの上にあるということは否めません。日本はその相手国であるアメリカにいまだに日本の防衛を大きく頼っています。一緒に行動する米軍が日本人の生命、財産を守るために攻撃されているのに、憲法上の制約を理由に傍観したらどうなるのか、日米同盟は破綻し、国際社会からは人道的にも非難を浴びるに違いありません。もちろん、きちんとした歯どめが必要なことは言うまでもありません。集団的自衛権の適用範囲や行使に関しての手續、国会の関与など、法律で明確に定めていく必要があるとも考えます。従来憲法解釈を改めた事例は過去にもあり、時代に即した見直しは欠かせないことであると理解します。誰もが戦争はしたくありません。今の政府もそのことを前提に集団的自衛権行使を考えているわけではありません。にもかかわらず、飛躍的な解釈で戦争する国としています。先日、自民党石破茂幹事長が会見で、情緒に訴える意見が多く、具体的にどうすればよいのかという意見はないと言っていました、まさにそのとおりであると思います。

きのう、集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈変更について限定的に容認する方向で公明党との調整に入ったと報道がなされました。国民の生命などが根底から覆される事態には、自衛権発動が容認されるとした1972年の政府の見解をもとに、新たな憲法解釈を検討するということが今国会閉幕後に先送りされる公算が大きくなったということで、審議段階であることも鑑み、現時点での意見書の提出は見送ることが妥当と考え、反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

私は、請願1号、「集団的自衛権行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願の採択に賛成する立場から討論を行います。

安倍総理が諮問した安保法制懇は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を集団的自衛権の憲法解釈変更の口実として上げています。報告書は、テロや大量破壊兵器、サイバー攻撃、中国の軍事力増強などを上げ、従来の憲法解釈では十分に対応することができない状況に立ち至っている、このように結論づけています。中国の軍事力増強が口実として持ち出されますけれども、尖閣諸島問題は日本が現在実効支配している日本の施政下での問題であり、集団的自衛権とは無関係であります。また、南シナ海での中国の姿勢を念頭に、我が国がより大きな役割を果たすことが必要になっているとしていますけれども、関係するASEANの加盟各国は紛争の平和的解決を一致して求めています。中国の問題で言えば、ことし4月、日本アメリカ首脳会談が行われましたけれども、オバマ大統領は日中両国が自体をエスカレートさせるのは深刻な誤りである、このように述べ、対話による平和的解決を求めている

ます。日本はこれまでどおり平和主義に基づいて平和的外交手段による国際的な仲裁役としての役割が求められます。

また、立憲主義否定の問題も重大です。その時々政権の判断によって憲法解釈を変更するということは国家権力を国民の側から縛るという近代民主主義の基本中の基本であり、先進国なら当然備えている立憲主義をも壊す大問題であります。このことは、自民党の古賀誠元幹事長や武村正義元内閣官房長官、藤井裕久元財務大臣、加藤紘一元幹事長、また、憲法改正を推進してきた憲法学者の小林節、慶応大学の名誉教授でありますけれども、こうした保守本流と呼ばれる方々からも大きな懸念の声が上がっています。

集団的自衛権は自衛という名はついていますが、自分の国は武力攻撃を受けていないのに外国に加えられた武力攻撃を阻止する権利とされ、およそ自衛とは言えません。さらに重大なのは、戦後の歴史を見ると集団的自衛権が他国防衛のために発動された例はほとんどなく、大部分が他国を侵略する口実になってきたことでもあります。アメリカによるベトナム、レマノン、ニカラグア、グレナダへの侵略や軍事介入、また、ソ連によるハンガリーやチェコ、アフガニスタンへの侵略などです。アフガン戦争のときにNATO加盟各国が集団的自衛権の発動として決めた支援は、直接の戦闘行為ではなく、兵たん活動、後方支援ばかりでした。しかし、米軍を除くNATO諸国21カ国の犠牲者は1,031人にも上りました。なぜこのNATOの諸国にこれだけの犠牲者が出たのか。それは、日本のように武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという日本国憲法の平和条項のような歯どめがなかったからであります。イラク戦争で自衛隊がサマワで復興支援活動を行った際、1人の犠牲者も出なかったこととは対照的であります。たとえ兵たん活動であっても、米軍の戦争に参戦し、戦闘地域へ行けば、相手側の攻撃の対象となって戦争に巻き込まれてしまいます。アメリカはこの間、アフガニスタン戦争、イラク戦争で巨額の戦費を費やしました。これから先10年間で40兆円の国防費削減を目指しており、今後海外への派兵を要求する声、これは日本に対してでありますけれども、こうした声は強まっていくことが予想されます。

長与町議会は平成6年、平和で安全な町宣言を行いました。この宣言には紛争と戦争のない世界の実現を強く望むこと、この理念達成のため、誇りと責任を持って、ここに平和と安全な町を宣言するとあります。議会が町民に宣言した平和の約束を果たすためにも、紛争を戦争へと発展させるこの集団的自衛権の容認と解釈改憲に反対するものであります。

よって、本請願の採択に賛成をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

私は、「集団的自衛権行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願に



ついて、賛成の立場から討論いたします。

歴代政府はこれまで憲法9条が戦争放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定していることから、自衛権の発動については極めて厳格に三要件に該当する場合に限定してきました。すなわち、1つは、我が国に対する急迫不正の侵害が存在すること、2つ目は、この攻撃を排除するため、他の適当な手段がないこと、3つ目は、自衛権行使の方法が必要最小限度の実力行使にとどまることとしています。来年、戦後70周年を迎えますが、戦後、自衛権の発動はなく、戦争もしておりません。これも憲法9条があるためです。そして、これを前提に、集団的自衛権につきましては、歴代政府は自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利と定義した上で、憲法上許されないと旨の見解を一貫してこれまで表明してきております。しかるに、政府は今、安全保障環境の変化を理由に、この集団的自衛権の行使について閣議決定により可能にすることを目指しています。

私は、日本の安全保障防衛政策は立憲主義を尊重し憲法に基づいて策定されなければならないものと考えております。憲法が規定しております恒久平和主義、平和的生存権の保障は憲法の基本原理であり、時々政府や国会の判断で解釈を変更することはもとより、法律を制定する方法でこれを変更することは許されないと考えています。すなわち、憲法を最高法規と定めた規定、また、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とした規定、さらに国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課するとした規定により、政府及び立法府を憲法による制約のもとに置こうとしたこの立憲主義に違反し、到底許されるものではありません。

この集団的自衛権の行使を一旦認めれば、戦争参加への可能性が果てしなく広がることとなります。過去の第二次大戦では多くの人々が亡くなられました。長崎においては投下された1発の原子爆弾によりまちは壊滅的な被害を受け、多くの尊い命、人命が奪われました。このような悲劇を生み出す戦争は、いかなる理由があろうとも正当化されないことは当然であります。このような悲惨な戦争参加へつながる集団的自衛権の行使につきましては、絶対に許されないものであります。

また、これまで日本は戦争をしない国であるということが世界各国の人に広く知られています。集団的自衛権の行使が容認されるとなると、世界各国で働く多くの日本人に対してテロ等のリスクが非常に高まります。グローバルな日本経済の活動に大きな影響が出ることは明らかであります。このことから、集団的自衛権の行使はあってはならないものです。

以上の理由により、本請願に賛成討論いたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

12番、喜々津英世議員。

12番

(喜々津英世議員)

私は、「集団的自衛権行使容認に反対する意見書」請願に反対の立場で討

論をいたします。

平成24年12月26日に自民公明連立による第2次安倍内閣が誕生いたしました。安倍首相はみずからの内閣を危機突破内閣と命名し、経済再生、東日本大震災からの復興、危機管理の3点に全力で取り組むことを明らかにしました。

経済再生については、大胆な金融政策などを3本の矢で経済政策を推し進め、一定の成果を上げていることは評価に値するものであります。また、集団的自衛権行使をめぐることは、内閣を挙げて外交安全保障問題に取り組むと発言をされております。集団的自衛権問題について政府は、今国会の会期末の22日に閣議決定を目指しているとのことではありますが、若干の動きはありますけれども、連立政権内でも意見の一致は見られておりません。対する野党側においても足並みも乱れたままでありまして、依然として不透明であります。

一方、6月11日付の新聞報道では、憲法の番人と言われる内閣法制局が憲法解釈変更を提起する閣議決定原案を了承していたと報じております。いよいよこの問題は終盤に差しかかったという感じがいたします。

請願要旨の中で集団的自衛権行使の必要性を日本を取り巻く安全保障環境の変化を理由としていますが、行使容認の議論の前にこうした環境改善の努力を最大限行うべきというふうに書かれております。しかし、どうでしょう、一党独裁の人権を軽視するとやゆされる国、日本たたきで国民の目をそらす国、最高指導者による独裁国家、こういった国家に対して環境改善の努力は、私は無に等しいものがあるのではないかとわが身を以て得ません。尖閣諸島をめぐる問題では、海上保安庁の船への体当たり以降、相次ぐ領海侵犯、自衛隊機と空軍機の異常接近問題、竹島問題では実効支配されているとはいえ、時の首相の上陸問題、あるいはまた、核を保有し、恐怖の粛清政治などが存在し、こういった隣国は今や全てが反日国家ばかりであります。そして、こうした行動をとっても日本は憲法9条により何もできないと挑発を繰り返しております。

6月11日の長崎新聞の声みんなのひろば欄に、憲法9条では平和は守れないという投書がありました。中身を若干御紹介いたしますけれども、ドイツの領土割譲政策が第二次世界大戦の引き金となったことが後に大きな批判を浴びた。さらに、スイスはいかなる国の侵攻に対しても徹底抗戦を宣言し、国家と国民の覚悟を示した。平和を守るということはこういうことであり、歴史に学ばなければならないと記されております。私も同感であります。今、安倍内閣が取り組んでいる集団的自衛権の行使容認問題は、戦争をするためのものではなく、まさに自国の平和を守ることであり、世界の平和に貢献するものであると信じます。

また、請願書に日本国憲法は過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれたと記載されております。先ほどの委員長の報告の中でも国民の総意で憲法が成立したという報告がありました。しかし、昭和20年8月15日、ポツダム宣言を受諾した日本は憲法改正の

法的義務を負うことになりました。連合軍司令官総司令部の管理のもとで憲法改正草案を作成し、紆余曲折を経て2011年11月3日に公布されました。これには日本の学者の提案も多く採用されたということでありますけれども、やはり戦勝国の押しつけ憲法的な感否めないと私は思います。

集団的自衛権の行使容認反対も過半数を超えている。こういうことも請願書に書かれております。これもマスコミによって数値にばらつきがあることは御承知のとおりであります。明らかに誘導尋問的な質問、設問、こういったものもあります。一部の識者の中でも首相は戦争を押し進める戦前のレジームに戻そうとしているなど、殊さらに戦争、殺す、殺される、こういうフレーズを強調する言動となっております。日本は一党独裁の国家ではありません。自衛隊の海外活動に対する歯どめも十分機能する国であります。ここは集団的自衛権の行使を限定的に可能とする憲法解釈を容認するということをしっかり読み解き、冷静に判断することが国民に求められていると思います。

自己責任という言葉が広く使われております。民間の企業では当たり前でありますけれども、地方分権とともに地方自治体にも自己責任が求められる時代となっております。国民も災害などに対して備えあれば憂いなし、みずからの生命、財産はみずから守る覚悟を持って対策を講じる必要があるということも言われております。私もそう思います。

国連憲章では、集団的自衛権は国家の固有の権利と定められております。この機会に、権利は有しているが行使はしないという矛盾を明確にする時期に来ております。また、平和憲法がある限り日本は安全だという安易な考え方だけでこの国を守ることはできないというふうに考えます。

さきに述べましたように、スイスと同じように国家と国民の意思を明確に世界に宣言すべきだと考えます。

以上を申し上げ、本請願案に反対の討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありますか。

1番、饗庭敦子議員。

1番

(饗庭敦子議員)

私は、請願1号、「集団的自衛権行使容認に反対する意見書」を採択することに賛成する立場から討論を行います。

日本の安全を守る考え方が、今、安倍首相によって大きく変えられようとしています。首相は、日本と深い関係にある国を守るため日本が攻められていなくても自衛隊が戦争する集団的自衛権を行使すると言われております。憲法9条が禁じるこの権利を5月15日の記者会見で、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されると語っておられます。どのような名目であれ、一旦武力を行使すれば憎しみによる憎悪と復讐の連鎖を招き、テロの恐怖がつきまとう国になりかねません。武力による紛争の解決はいまだに終結を見ないアフガン戦争やイラク戦争後のイラクの混乱の例を挙げるまでもなく、真の解決策にはなり

ません。外交努力により紛争解決こそが第二次世界大戦後の国際社会が目指す方向であり、平和憲法を持つ日本が目指すべき方向ではないでしょうか。

また、朝日新聞社が5月24日、25日に実施した全国世論調査で、首相が目指す憲法の解釈変更による集団自衛権の行使容認について尋ねたところ、賛成は29%、反対は55%となっております。憲法改正の手続を踏まず、内閣の判断で憲法解釈を変える首相の進め方については、適切だは18%で、適切でないの67%が圧倒しました。国民の理解を得られてない実態を安倍首相、また、政府・与党はどのように考えているのでしょうか。

中国の軍備力増強や北朝鮮の核、ミサイル開発で、日本を取り巻く国際環境が厳しいのは承知しておりますが、国際環境の変化を理由に首相の意向で憲法解釈を変える前例をつくってはならないと思います。国際環境が著しく変化し、現代社会に合わないのであれば、なおさら憲法改正を正面に捉え、国民に訴えるのが筋ではないでしょうか。憲法9条の改憲が世論の多くには望まれてない中で9条を変えたいというのであれば、堂々と選挙で国民に是非を問うべきであります。

以上のことから、集団的自衛権行使の容認に反対し、この意見書への賛成討論とします。

議 長

(山口経正議員)

次、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

私は、本請願に賛成の立場で討論をいたします。

安倍首相は、集団的自衛権行使を私的諮問機関である安保法制懇の答申をもとに、解釈変更で投入しようとしています。このことは、国民の自由や権利を守るために政府を縛る規範である立憲主義の原則を否定するものであります。武力行使は戦争できる国づくりを始めようということです。歴代政権は憲法第9条下において、許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるものであり、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの見解を踏襲してきました。現在まで戦争がない平和な国もその結果であります。武力行使することで若い人々の大切な生命と財産をなくすこととなり、負の遺産を残す結果となるのです。過去の悲惨な戦争を反省することなく、また同じ過ちを繰り返そうとしている一国のあるじの判断は、断じて許すことはできません。まさに民主主義の崩壊であります。これからの未来を担う子供たちや孫たちが戦争を体験することは絶対反対であります。武力によって平和は守られません。武器よりは心の対話によって平和を望みます。戦後、国民の手で平和を築き上げ守ってきたのですから、永久に継承すべきであります。

よって、この請願に賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

9 番

9 番、森 謙二議員。

(森 謙二議員)

本意見書の提出に賛成の立場で討論いたします。

集団的自衛権を必要としているのはアメリカではないかなと私は思っています。これが成立すると、自衛隊は海外で米軍とともに行動することにつながります。アメリカの国益は日本の国益とはイコールではありません。アメリカの国益のために日本人が血を流す可能性をつくる必要はないと考えます。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

1 7 番

1 7 番、西田 敏議員。

(西田 敏議員)

私は、本請願に賛成の立場で討論いたします。

先日、テレビで海部俊樹元総理が湾岸戦争時に当時のブッシュ大統領から協力を依頼されたときのことを語っておられました。しかし、我が国には憲法 9 条により国外での武力行使はできません。議会や国民が許してくれませんかと言ったと言いました。ブッシュ大統領はそれ以来二度と要請はしなくなったと言っておりました。この会話は 2 年前にアメリカで公開されており、うそでなかったことが証明されております。ただし、当時のお金で日本は 1 兆 5, 0 0 0 億円の戦費を抛出し、内外から金は出すが人は出さない。日本は財布がわりかと非難を浴びました。しかし、海部氏は今でも後悔していないと言っておりました。

片や安倍総理は、アメリカの圧力に押され、憲法改正を考えていたようですが、難しいと感じるや、内閣の判断で憲法解釈で集団的自衛権の行使を国会で提案し出しました。不測の事態を例にとって、何もしないと国際社会で日本はどう思われるでしょうと言っております。私はこれを見ていて、この人は、私はアメリカからどう思われるでしょうと言っているように思いました。安倍総理と同じく、武力が最大の抑止力だと、集団的自衛権賛成者の方は言いますが、圧倒的に武力でまさる中国が日本の領海に侵入し、挑発はするものなぜ攻め込んで来ないのでしょうか。テレビで自民党の女性代議士が今の日本はレーダーを照射されても何もできないんですよと言っておりました。すると、〇氏が、じゃあ、発砲すればよかったですかと返され、何も言えなかったのも見ていて痛快でありました。戦後生まれの安倍総理や中年の絶対に武力行使の可能性のない者が、国会議員が実際に他国の最前線で戦うことになる人間、若者、命のことを思いやることがあるのかと悲しく思います。

議 長

よって、本請願の採択の賛成討論といたします。

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

20番

20番、竹中 悟議員。

(竹中 悟議員)

私は、当請願1号に対して反対の立場で討論をいたします。

まず、私は考えたことは、なぜ我が町だけにこの請願が出たのかという違和感があります。長崎市も時津町も出ておりません。これは何か意図があるのかなということを考えてみました。長与町であれば議員の数を数えると、これは多分通るんじゃないかなと、私はそのように理解しております。そういう関係で出されたのかなと。一つの思想の具にされたくないなということの一つ申し上げておきます。

本案については容認できません。集団的自衛権について、我が国は国際法上、これは国連憲法憲章の51条のことだと思いますが、集団的自衛権を有していますが、現在、集団的自衛権は我が国を防衛する上での必要最小限度を超えるとの憲法解釈から行使することが認められておりません。これは日本の憲法9条ですね。我が国の周辺を取り巻く状況、例えば尖閣列島問題、また、国際法を簡単に無視し、勝手に防衛識別権を設定し、戦闘機による威嚇、南沙諸島においては故意なる漁船衝突のような行為は報道により国民皆さん認識を新たにしているところであります。常識を共有できる国であれば何も問題はありませぬ。私もそれは皆さんの感情論と全く一緒であります。しかしながら、常識が通用しない国が存在をしているわけですから、当然自分の国は自分で守らざるを得ません。我々は日米同盟による防衛体制の変化に伴い、ミサイル防衛の運用等、必要最小限度の範囲で集団的自衛権の行使を容認すべきとの立場で集団的自衛権の行使容認は我が国の平和と安全を守る上で当然行うべきと考えます。

また、集団的自衛権の行使は、憲法上解釈上必要最小限度の範囲内にとどまるため、本案が指摘するように無制限に行使の範囲が広がることにはならないと考えております。報道各社の世論調査におきましても、必要最小限度の範囲で使えるようにすべきだというのが何と63%、これは5月の9日から11日、読売新聞の調査で行った分であります。我が国の安全保障と密接に関係する範囲での集団的自衛権の行使には、多くの理解が広まっていると私は考えます。

このような状態から、当請願に反対いたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番

(岩永政則議員)

請願1号、「集団的自衛権行使に反対する意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場から討論をいたします。

日本は法治国家であります。法律は守り、民主的な手続により策定変更されるべきであります。憲法はさきの大戦の猛省を踏まえて国民主権と平和国家を目指し、昭和21年11月3日制定をされたものであります。承知のように、憲法9条は、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希

求し、国帛の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②で、2項でござい  
ますが、前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持し  
ない。国の交戦権は、これを認めない。このようになっているところでござ  
います。他方いろいろ法律がございしますが、いずれの法律でも制定等する場  
合の社会的背景、あるいは目的などがありますが、憲法におきましても例外  
ではありません。

また、その解釈もややもしますと拡大解釈がありますが、憲法9条におき  
ましては、素直に見ていく限り、近年話題となっています個別的自衛権なり  
集団的自衛権の存在はどこにも見受けられないのであります。1972年に  
政府見解として個別的な自衛権は認め、集団的自衛権は認めないというこ  
とでございしますが、どこにそのようなものが見受けられるのでしょうか。私に  
はわかりません。

憲法が制定されてはや70年を迎えようとしておりますが、今日まで一度  
も改正をされていないことは極めて珍しい限りであります。さまざまな法律  
がありますが、これらは時代とともに、また、社会の変化等に合わせて見直  
し、改定がなされていることは御承知のとおりであります。ところが、憲法  
の改正は国のあり方を左右する、また、決める重大な国策の変更であると言  
われております。

今日の政治の中心的存在をなしているのが集団的自衛権の行使容認の問題  
であります。安倍首相は安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の提言  
を受けまして、憲法解釈変更により集団的自衛権の行使を容認されようとし  
ておられます。これが正しい方法であるかということではありますが、これは  
理解することは大変難しいと言わざるを得ませんし国民の大多数の賛成は得  
られないのではないかというふうに私は思います。

5月18、19にありました共同通信の世論調査によりますと、憲法解釈  
変更に対して、賛成は34.5%、反対は51.3%でございします。これは参  
考に申し上げます。

先ほど申し上げますように、憲法改正は国のあり方を左右する重大な国策  
変更であり、私は集団的自衛権を全面的に否定するものではありません。こ  
の集団的自衛権の行使に踏み切るならば、民主主義のルールにのっとり  
正々堂々と正当なプロセスをとるべきであるというふうに思っております。  
それは憲法の解釈変更ではなく、堂々と条文の改正を行っていくことが政治  
本来の姿であるということでもあります。

よって、憲法の解釈変更による集団的自衛権の行使容認の手法は認めるこ  
とができませんので、本請願に賛成の意を表し、賛成討論といたします。以  
上です。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、請願第1号、「集团的自衛権行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本請願は、採択とすることに決定しました。(拍手)

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

場内の時計で15時まで休憩します。

(休憩14時49分～15時00分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第5、議案第52号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

では、議案第52号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、長与町固定資産評価審査委員会委員としてお願いをしております井上憲次氏の3期目の任期が平成26年7月6日をもって任期満了となります。今回、次期長与町固定資産評価審査委員会委員に、井上氏にかわりまして、林田茂氏の選任をお願いしたいと思いますので、地方税法第423条第3項の規定により、御提案を申し上げる次第でございます。

林田氏は、南陽台に居住され、昭和57年度より自宅に建設設計事務所を開設され、長崎県建築士事務所協会にも所属し、長与町の発展に寄与されておられます。町内の状況もよく把握されており、固定資産評価の実態にも精通された方で、固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信いたしておりますので、御同意を承りますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。



御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第52号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第6、議案第53号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

議案第53号、人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成20年10月1日から現在に至るまでの2期、人権擁護委員として御尽力を賜りました後藤典子氏の任期が本年9月末日をもって満了となります。

そこで、人権擁護委員として再度、後藤氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

後藤氏は、これまでに高田小学校PTA役員や青少年育成連絡協議会役員を歴任するなど、本町の教育行政と青少年健全育成に尽力されてきた方でございます。人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方と確信しておりますので、御審議の上、御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第53号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とされました。

日程第7、議案第54号、都市計画道路西高田線橋梁下部工工事請負契約の締結についてを議題とします。

ただいま議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

では、議案第54号、都市計画道路西高田線橋梁下部工工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の入札につきましては、長与町建設工事執行規則に基づき15社を指名し、5月26日に入札会を実施いたしました。その結果、株式会社石原組が9,817万9,560円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要といたしましては、都市計画道路西高田線の起点に当たります役場前の町道長与中央線より長与川をまたぎ、県道東長崎長与線へ架設する橋梁、橋長38メートル、幅員21メートルの整備を行うものであります。

今回の主な工事の内容といたしましては、橋梁の下部工のうち、県道東長崎長与線側への橋台1基と橋梁中央部の橋脚1基、合計2基の施工及び県道東長崎長与線側の橋台を施工する際の迂回道路の施工を行うものであります。

今回落札しました株式会社石原組の資本金は2,000万円となっております。

工期につきましては、平成26年6月16日から平成27年3月31日までの間を予定しております。

なお、別紙参考図面として、平面図を添付しておりますので、御参照をい

ただきたいと存じます。

以上が本案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

この計画図からの計画はわかるんですけども、ちょっと計画以外というか、橋の建設に伴いまして予定地の横にある人道橋ですね、これがどのようになるのか、工事に伴い、そのこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

今の御質問にお答えいたします。

図面のちょうど真ん中に長方形の赤で囲ってるところがございます。ここがA2橋台っていう形で、ここの工事をする際に現在の人道橋が邪魔になりますので、当然この工事に入る前にここの人道橋は取り壊しいたします。その後、そののちょっと左側にトラス構造みたいな感じでちょっと仮設を入れてますけれども、これが新たな仮の人道橋という形になります。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

契約の議案なので、まずは少し契約の形で伺いたいと思います。

一つは、仮契約のされた日にちが5月28日となっております。6月4日から定例会が始まりましたけども、当初の議案の配付のときに間に合わなかったのか、その点を一つお伺いしたいのと、こうした請負契約だとか入札の問題では県内自治体のこうしたいろんな問題が起きております。それで、契約の相手側ですが、この石原組を指名入札された理由を一つ伺いしたい。あと、実績がどのような実績があるのか、お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

管財課長。

管財課長 (迎 英樹君)

ただいまの御質問に回答いたします。

まず、議題に上げなかったという理由は、まず起工何が平成26年4月30日に行われ、指名審議委員会が平成26年5月8日に行っております。入札執行通知、これが平成26年5月12日に行って、入札が平成26年5月26日に行われております。その結果、契約締結が載ってるように平成26年の5月28日に仮契約を結んでおりますので、その日にちには議題に上げ

られなかったということになっております。

石原組の実績につきましては、うちのほうの指名審議の台帳には載っておりますが、手元には今ございませんので、ちょっと今の時点では回答できません。申しわけございません。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

伺いたかったのは、28日に仮契約を結んでおられる。我々の議員に議案が配付されたの5月30日だったと記憶しております。そういう意味では、当初の議案の配付の中に配付が間に合わなかった理由がもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

実績についてはあるということで、指名入札も問題ないということで指名をされたという形で捉えてよろしいのでしょうか、再度伺いたいと思います。

議長 (山口経正議員)

管財課長。

管財課長 (迎 英樹君)

仮契約締結が5月28日で議案の提出日に間に合わなかったということでございます。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

ちょうどこの入札日、26日が議運があった日でございます。それで、最近の公共事業の入札関係につきましては、不落というのがかなり出てきてますので、そういったことを勘案しますと、無理やり議案の分に登載するのは難しいという判断をいたしております。

議長 (山口経正議員)

もう1点。

しばらく休憩します。

(休憩 15時14分～15時15分)

議長 (山口経正議員)

会議を再開します。

管財課長。

管財課長 (迎 英樹君)

業者の実績におきましては、長与町建設工事請負業者選定要項に基づき選定しておりますので、問題はないと考えております。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

請負契約の議案なので工事の詳細に当たって指摘するのちちょっとあれですが、せっかく参考図面も出ておりますので少しお伺いしますけども、一つはこの仮設道路が今後どうなる、これは工事のための仮設のままで終わるの

か、その後は、いわゆる通常この道路が拡幅されるものなのか、少しその辺をお伺いしたいのと、先ほど同僚議員から出た人道橋ですが、これも仮設をここにということで図面上出てるようですけども、これは赤のいわゆる色がついてないんで、これはもう別の工事というふうに見ていいんでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
都市整備課長 都市整備課長。

(松邨清茂君)

まず、1点目の仮設の道路の件なんですけど、現在この図面に描いてるこれも仮設道路でございます。それともう一つ、ここにはちょっと記載できなかったんですが、A2の橋台を入れるときにもう少し上のほうに膨らまかした仮設道路というものの今回の工事に入ってきます。それと、この人道橋の件なんですけど、今の人道橋の取り壊しと仮設の人道橋も今回の工事に含めております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番 (岩永政則議員)

2点よくわかりませんのでお尋ねをしておきたいと思いますが、今、同僚議員からありました仮設道路が本体の工事が完了しますと、この仮設工事のこの部分はもとに戻していくのか、もとに戻すとなると、今のは道路のところにA2の橋台ができるようになっておりますので、そこの上に戻すのか、あるいは本線がたわっていくのか、その点をもう一回確認をさせていただきたいと思います。

それと、この左下に側面図がございますが、一番右側のA2の橋台、これは向こう側ですね、中央の部分が、P1の橋脚ですね、これでございます。今回も発注されておると。ところが、役場側の橋台、これを例えばP1とA1と仮に言いますと、そのA1はなぜ今回一緒に発注をするべきじゃなかったのかという疑問が出てくるわけですが、なぜ今回しなかったのか、そのあたりをちょっとお尋ねをしておきたいと。住民から聞かれたときに、いや、ようわからんばいということじゃ困りますので、明確にお答えいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
都市整備課長 都市整備課長。

(松邨清茂君)

2つ御質問があったんですが、まず、1点目の現在のこの仮設道路の件なんですけど、実際にはでき上がりでいくとこのA2橋台からちょっと上側のほうに本線が入ってきます。ここに完成の図面を重ねるとちょっと図面上ごちゃごちゃしてわかりづらかったんで、今回の工事だけを記載させていただいております。

それと、2点目の役場側の橋台のA1っていう形で後からするんですが、

ここを両方一緒に工事をしてしまうとこの両方の道路が非常に混雑をしてしまうので、今回は、26年度では図面で言えば上のほうの工事をいたしまして、次年度に下の役場側の橋台等を工事をするような形で、ちょっとずらしたほうがこの両方の道路が混雑しないのでいいのではないかという考えでおります。

議 長 (山口経正議員)  
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

よくわかりました。ただ、工事費のことを考えますと、工事の関係ではよくわかります。混乱、両方しますと交通的にも問題がある、よくわかりますが、ただ、両方を一緒に発注するのとそれぞれ発注、また再度起工して発注入札をやるだろうというふうに思うんです。そうしますと……。

議 長 (山口経正議員)  
マイクを立ててください。

1 1 番 (岩永政則議員)

そうしますと、工事費がどうなっていくのか、高くなっていくんじゃないかなということも考えられるわけですが、その点はどのように理解をしていますか。

議 長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 今、岩永議員が言われてるとおり、まとめて工事を発注すれば当然諸経費が落ちるんでそっちのほうが安いのかなと思うんですが、この役場側の長与中央線側にこの橋がかかっておりてくる場合に、ここに段差がかなり生じてしまいます。この工事で橋台を入れるためにはかなり役場、ちょうど、何ていいますかね、労金のATMがあるんですが、あの辺から少しずつ上げていかないといけなくなるんです。この工事をする際にどうしても片側通行とかそういった形になるのでかなり渋滞が懸念されたんで今回このような工事の手法をとらせていただいております。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。

9 番、森 謙二議員。

9 番 (森 謙二議員)

ちょっと簡単なことをお尋ねします。この仮設道路の図面を見ますと、民家とあと医院の建物にかかっているんですけども、民家と医院の建物はどうなるんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 今の御質問にお答えいたします。

議員が言われてるのは、右のほうにこが内科っていう病院があるんですが、

この敷地に当然かかります。それと、その左側の宅地にもかかります。この分については、用地の買収を考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
 森議員。

9番 (森 謙二議員)  
 すると、用地の買収、医院の建物は最近できたわけですね。用地の買収となるとそこを削るということになるんでしょうか、ちょっとそこを説明していただけないですか。

議長 (山口経正議員)  
 都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)  
 まことに申しわけございません。この図面がちょっと古くて、この医院の本体には当たらないです。これは建てかえる前の図面が記載されておるんで、実際上の医院のほうはもうちょっとこの図面でいけば上のほうのほうにセットバックされて建っているんで、建物自体本体にはかかりません。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
 ほかに質疑ありませんか。

3番 (内村博法議員)  
 今回の工事は橋梁下部工工事というふうになっているわけですが、この道路の全体の完成時期、これはいつを予定されているんですかね。

議長 (山口経正議員)  
 都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)  
 今の御質問にお答えいたします。  
 現在、予定では28年度に全てを完成させて供用開始をしたいと思っております。でき上がりが29年3月を目標に現在進めております。

議長 (山口経正議員)  
 内村議員。

3番 (内村博法議員)  
 この橋が完成した後ですけども、両サイドに信号機はつけられるんですかね。

議長 (山口経正議員)  
 都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)  
 当然橋の、要は榎の鼻からおりてきたところに1カ所と橋を渡ってところに1カ所、両方信号機を予定しております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
 ほかに質疑ありませんか。  
 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

ただいま上程されている議案に対して、私は反対の立場で討論いたします。

本来、請負契約の締結ですから、その締結に不備がなければ合意するところだというふうに思いますが、私はそもそも都市計画道路の西高田線について疑問を持っておりまして、その道路の着工については同意できないという立場から反対の立場を述べさせていただきます。

反対の理由にこの道路建設の一つの問題があります。●フタツ目に、私はこの橋梁ができることで当然今話題となっておりますこの造成地には大型商業施設の進出が予定されております。そうすると、この橋梁ができることで周辺の渋滞が懸念されるというふうのが一つ疑問にあります。2つ目に、本議会の一般質問でもありましたけども、長与川にかかる橋の問題では、北小学校前の人道橋の問題、また、定林橋の歩道の問題などかねてから住民の皆さんが要求されている課題が残されております。こうした長い間住民の皆さんが要望されているにもかかわらず、こちら側の橋を早急に建てるというのはいかななものかというふうに思います。

さらに、町長はこの間、この団地の造成とあわせて西高田線を商店街との動線というふうな形で言われてきました。しかし、図面を見ると商店街から出てきた道路に直接つなぐのではなくて、一旦右に右折してこの団地に入るという意味では、言われている動線というような形には非常になりにくいのではないかというふうな立場から、本契約の締結について反対する立場です。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第54号、都市計画道路西高田線橋梁下部工工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。



本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第55号、都市計画道路西高田線切土工事請負契約の締結についてを議題とします。

ただいま議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

では、議案第55号、都市計画道路西高田線切土工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の入札につきましては、長与町建設工事執行規則に基づき、16社を指名し、5月26日に入札会を実施いたしました。その結果、株式会社寺尾工業が1億5,833万5,560円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要といたしましては、町道並松線と都市計画道路西高田線の交差部付近からツインキャスル駐車場裏付近の切り土工事で、工事延長おおよそ160メートル、切り土量約1万8,000立方メートルの工事となります。

今回落札しました株式会社寺尾工業の資本金は3,000万円となっております。

工期につきましては、平成26年6月16日より平成27年3月31日までの間を予定をしておるところであります。

なお、別紙参考図面として平面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上が本件の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

まず、道路の手前に丸があるやつは、これはアップルタウンですかね。そして、今既にここの切り土工事はもうやっとなるんじゃないですかね、その辺はいかがですか。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 今、議員が言われるとおり、前回昨年度この赤い部分と重複して工事を行っています。ここがちょうどアップルタウンと接してるところの切り土工事を前回は行ってあります。今回さらにそこから掘り下げなくてはならない工事の分が今回提案させていただいている工事箇所でございます。重複はしてあります。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

ちょっとよう意味がわからんのですよね。もともとが切り土工事はもう今やっつるのに追加して今度は取る部分がまた出たからと。通常その理由は何ですかね。私にはようわかりませんが、その辺を、これに至った経緯をお願いします。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 済みません、私の説明が下手で済みません。

今現在のお手持ちの図面の右のほうに断面図がございます。ここに今、赤で囲っておるんですが、今回するところはこの赤で囲ってるところなんですが、前はここの上にもまだ山が入ってございまして、それと断面図の右のほうにアップルタウンがあるんですが、ここの境で一旦そこで荒切りをして落とさなくては今回1回で全体今の工事ができなかつたんで、前年度と工事箇所は同じところになるんですが、さらにその下を掘るといふ形の今回の工事になっております。

議 長 (山口経正議員)

西田議員。

17番 (西田 敏議員)

そしたら、その工事はよしとしましょう。

それで、最終的な形で切り土をするわけですが、この先に道路の計画あるわけですね。これがほぼ橋と同じスピードで、恐らくこれは完成が27年3月、来年の春、この橋脚とほぼ同じなんですね。最終的には供用開始があるんですが、橋のと同時ぐらいになるんだと思いますけれども、この工事を今急ぐ必要があるのかなと思いますよね。今ここ幾らやっても先の道路ができん限りはこの道路は行きどまりということですよ、使えませんが、図面上見ればないわけですよ。先ほど同僚議員で橋脚のほうでという、こっちのほうは以前から私も申し上げておりますように、もう安全上の問題で絶えず危険だ危険だと定林橋は言われとるわけですよ。そして、以前からもう予算はついたとか、いろいろ回答を今までいただいておりますが、一つはやっぱり安全を最優先にさせていただくと、私たちもいろんな要望が各方面から来とるのに、回答は、いや、もう予算がついとりますからと云々とにまだ何も手をつけられんということで、この道路の緊急性が果たしてどれぐらいあるのかなと思うわけですよ。今、切り土でこの先がまた今から道路をつくる

わけでしょうけれども、この今まだ色が塗ってない部分ちゅうのはまだ図面上はかなり高く見えますけど、この工事あたりもまた続けていかんとこれは全然死んだ道路ですよ、完成しても。その辺からもスケジュール的な理由からも、今回この工事をわざわざ1億5,000万投入してする理由、これは道路全体が使えるような最終的なスケジュールともなっていますから、その辺をちょっと、もうこれで質問はできませんけれども、具体的にお願いします。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

まず、早急に仕上げる必要性でございますけども、とりあえずは28年度でこの区画整理の大体事業が終わるちゅうことでかなりの方がそこに住まわれるということを想定しております。そういった中で、区画整理の道路につきましては完成してしまうだろうという中で、この西高田線だけがまだ未完成であるというのもちょっとよろしくないちゅうような考えを持っておりまして、当面ツインキャッスルの玄関口の町道にタッチする部分までを区画整理の完成時期に合わせてどうしても仕上げたいということで、そういうスケジュールでここに取り組みさせていただいているということでございます。

それから、先にもずっと計画はあるわけでございますけども、そこについてはまたおいおいずっと計画的に進めていくちゅう考えではおるんですけども、当面は28年度に橋梁を含めて1本、役場前の橋梁からツインキャッスル横の玄関口までは完成断面で仕上げたいという思いでやっております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

さっきの締結については相手方等々を確認させていただきましたが、今回の契約の寺尾工業ですが、何度となく町との公共事業の契約をされてるんで、そこは今回はお聞きしませんけども、先ほどの同僚議員の質問の中でちょっと私も確認させていただきたいんですが、前回切り土工事を行ったと、今回も切り土工事を行うと、最終的には道路工事が出てくるということですので、一つは前回の切り土工事と今回の切り土工事が一緒にできなかったのかというところ。さっきの●の問題でも同僚議員からいわゆる工事が2つにまたがる、また3つにまたがるというのは二重投資だとかそういう部分になってくるのではないかというふうに思いますんで、そのだから、前回の切り土と工事と今回の切り土工事を分けないといけなかった理由があればお伺いしたいというふうに思います。

もう一つ、それと、道路工事と合わせることができなかった理由があればお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長 都市整備課長。  
(松邨清茂君)  
まず1点目、前回工事をしての場所なんです、今、ここの下の横断図の右のほうに赤いところで囲っておるんですが、その一番右側の端っこにアップルタウンがございます。ここのところすぐそのアップルタウンの横に山がこんもりありまして、そこを先に落として防護壁をつくらないと今回一遍でここの切り土ができないっていうのが2回に分けた理由でございます。

2点目なんです、道路も一緒にできなかったかということなんです、どうしても切り土を先にしていかないと側溝とか路盤工とかそういったところが一遍にできないんで、その側溝整備とか歩道とか路盤工を1回で行いたいがために切り土だけかなりのボリュームが出てきますんで、そういった形の工事をとらせていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで、質疑を終わります。  
お諮りします。  
ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第55号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから、議案第55号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)  
54号同様、私はこの都市計画道路西高田線の道路建設そのものについて疑問を持っておりまして、請負契約の締結については何ら不備がないということでありまして、工事そのものに対する反対討論をさせていただきたいと思っております。  
説明からわかりますように、この工事は相当な費用をやはり使う道路であります。当面は町道西高田線ですかね、ここに何とかつなげたいということですが、それから先も相当な年数をかけて相当な費用をかけてこの道路を建設していかなければなりません。やはりこれは住民にとっても本当に長与町の財政にとっても大変大きな問題になりかねません。そういう意味では、今回の工事契約については同意できないという立場から反対討論とさせていただきます。

議長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第55号、都市計画道路西高田線切土工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、発議第1号、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

皆さんこんにちは。長い間お疲れさまです。

それでは、私のほうで始めさせていただきます。

労働者保護ルールの改悪に対する意見書案の提案理由の説明をいたします。

今回の労働者保護ルールの改悪は、労働者派遣法のルールを全面的に見直し、派遣労働者は生涯派遣で低賃金のままで働き続ける仕組みを導入しようとしています。現在派遣期間は基本1年、最長3年ですが、永久に派遣社員として働く仕組みに改正されるわけです。現在1日8時間、1週間に40時間といった労働時間に関するルールが設けられておりますが、今、政府は、昨日報道されましたが、年収1,000万円以上の職業能力を持つ労働者を対象に、ホワイトカラー・エグゼンプション制度を導入しようとしています。幾ら長時間残業しても残業賃金なども支払われない仕組みです。将来的には政府は段階的に労働者の全員がその対象と視野に入れて考えているように思われます。ジョブ型正社員の拡大も問題であります。労働者の条件に合った限定的な正社員とは名ばかりで、会社が勝手に仕事場や派遣先を廃止したら正社員でも簡単に解雇できる仕組みとなります。非正規雇用は全体の4割近くになり、処遇格差も問題となっております。日本はワーキングプアと言われる年収200万円以下の労働者は1,000万人以上と言われております。これ以上貧困者をつくってはなりません。働く人の人権が守られ、労働環境が整備され、子育てや介護ができるようなワーク・ライフ・バランスが達成できる働き方を促進する必要があります。幸せな公平公正な労働社会をつくらなければなりません。

よって、今回の改正は、労働者を成長戦略の犠牲にするものであり認められませんので、この提案理由の説明といたします。どうぞ御理解のほど御賛同よろしくお願いいたします。

それでは、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書案を朗読させていただきます。

安倍総理は成長戦略の名のもとで、企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々に打ち出しています。派遣労働の大幅な拡大、解雇や労働時間の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かしかねない内容であります。これらは経済財政諮問会議、産業競争力会議合同会議や規制改革会議における財界の民間議員からの提起を受けたものです。これらの会議には労働者のメンバーは一人もおらず、ILO三者（公労使）構成原則を無視した場で労働法制の緩和が議論されることは極めて問題です。

本通常国会には派遣法の改正案が提出されています。その最大の問題点は、派遣期間上限3年を外し、無期限にすることです。例外的、一時的に位置づけであった派遣を常態化させることになれば、正社員でもなく、直接雇用の契約社員でもない不安定な間接雇用の派遣社員に次々と置きかえられ、直接雇用という雇用の大原則が根本から崩されかねません。

また、合同会議で安倍総理は、新たな労働時間制度の仕組みの検討を指示しました。日本は原則1日8時間、週40時間労働で、残業や休日、深夜労働には割り増し賃金を支払う必要があります。労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者は例外です。これも労働組合と本人の同意があれば一般社員にまで拡大するという提案です。

第1次安倍政権では、ホワイトカラー・エグゼンプションとしての収入の高い社員への雇用拡大を目指しましたが、残業代ゼロ法案、過労死促進法案との批判を受けて断念に追い込まれた経緯があります。

さらに、職種、勤務地、労働時間のいずれかが限定されたジョブ型正社員、限定正社員の拡大を進めることも問題です。正社員とは名ばかりで、職がなくなれば容易に解雇でき、限定のかわりに賃金が低くて済むという使用者にとって都合のよい働かせ方です。

今、日本は長時間、過密労働の蔓延化、非正規労働の急増やワーキングプア問題の拡大に見られるように労働環境に関する深刻な課題が山積しています。経済成長の手段として雇用規制の緩和を行い、労働者を犠牲にすることは許されません。長時間労働、過労死の防止、不安定な働き方の防止、労働法規を遵守しないブラック企業への対策の強化、労働基準監督体制の抜本的な強化など違法行為の取り締まりに向けた具体的な施策を実行すべきです。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望いたします。

記、1、常用代替防止という労働者派遣法の趣旨を堅持すること。派遣労働者の労働条件の切り下げや地位のさらなる不安定につながりかねない労働者派遣法改正案は撤回すること。

2、使用者側に立った法制度ではなく、働く人の立場に立った本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。

3、労働者保護の規制緩和については、人間らしい生活を継続的に営める安定雇用と安心して子育てができるなどの労働環境整備に向け慎重な議論を

行い、その実現がされること。

4、労働時間法制に関しては、労働者の生活と健康を維持するため、安易な規制緩和を行わないこと。

5、全ての労働者について、同一価値労働、同一賃金原則を実現し、解雇に関する現行のルールを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2014年6月。長崎県長与町議会。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

2点ほどちょっとお尋ねします。6行目のILO三者(公労使)構成原則とありますけど、これのもう少しわかりやすく詳しい説明をお願いしたい。

2枚目の5番ですけど、全ての労働者とありますが、この範囲、これを詳しくお聞かせください。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2番

(安部 都議員)

ILOとは国際労働機関のことを指します。ILOの公労使は三者構成原則ということで、これはインターナショナル・レイバー・オーガイゼーションといって、この「I」というのは政府のことですね、そして、「L」は労働者ですね、それから「O」は使用者のことを指します。これは1919年にベルサイユ条約代13編で国際機関で成立したものであります。会議のメンバーには政府、労働者、使用者で構成するようになっておりまして、それを無視して産業競争力会議では内閣府のメンバー13名、民間議員4名で構成されております。規制改革会議では雇用ワーキンググループの構成員が委員5名、専門員が2名であります。こういったことで労働者の立場の意見を言う方がいないということで反映できない状況になっております。この構成原則を無視した規制改革会議委員で会議が論じられているということは、これは無視されているということであります。

それから、全ての労働者というのは、これは非正規雇用労働者のことでして、パート社員、アルバイト、それから派遣社員、それから契約社員、嘱託社員なども全部指します。一般正社員も指します。

議 長

(山口経正議員)

金子議員。

7番

(金子 恵議員)

この5番の全ての労働者というところで、パートとかそういうものの説明をいただきましたけれども、これは職種にはじゃあ全然関係ないということで、雇用形態ということで考えるようにということでもいいんでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

2 番 安部議員。  
 (安部 都議員)  
 これは雇用形態ということで、要するに、先ほど言ったように、派遣労働者とか非正規雇用労働者が全てそういった全般的に含まれるということであり  
 ます。

議 長 (山口経正議員)  
 ほかに質疑ありませんか。  
 1 3 番、佐藤 昇議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
 じゃあ、違う視点から質問したいと思います。  
 この意見書は専門的な用語も入った文書になっておりますが、これ議員本人が書かれたもの  
 でしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
 これは、この原案に対しましては前回から政府のほうでずっと議論をされて  
 ございまして、それに伴って労働者の環境保全に対しましてずっと三者、諮  
 問機関によってずっと協議がなされておりましたので、これはずっと私もう  
 ちの会のほうでもこういうことはちょっと議論をいろいろしてございました。  
 それに伴って私は政府の見解によりましてこの意見書を立ち上げて書いてい  
 ます。

議 長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
 本人が書いたちゅうことを確認しときたいと思います。  
 それで、議員として意見書出す権利はありますので、それはそれで結構だ  
 と思うんですね。ただ、定例会の前とか定例会の始まって早い時期なら委員  
 会に付託して慎重に審査できた意見書だと思うんですね。緊急性とか重大性  
 が一番のポイントだと思うんですね、そういうこう、何ていうかな、即決で  
 審議するということは。そこで質問しますけども、なぜもっと早く出さな  
 かったんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
 安部議員。

2 番 (安部 都議員)  
 それは、私のほうが議会運営委員会までにこれをちょっとまとめて全部書  
 くということができませんでしたので、気づいて出さなくちゃいけないとい  
 うときに議会運営委員会までにちょっと作成することができませんでしたの  
 で、それがもう終わってしまってからちょっと制作して気づいて出してしま  
 ったという状況でありますので、申しわけありません。

議 長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。



- 1 3 番 (佐藤 昇議員)  
 安部議員は議会運営委員会の副委員長でもありますし御承知だと思いますが、たとえ議運が終わっても議長に申し入れればまたできるんですよ、委員会付託がね、本会議はまだ始まっていないんですから。ですからそういう努力をしなかった点は反省していただきたいと。なぜこういうことを言うかという、今回のような方法で本会議で即決ということになれば、文言の修正が全くできんわけですたいね。それと、小さいことありますけど、字句の訂正もできないと。そういうことが発生するんですが、この点はどう考えますか。
- 議長 (山口経正議員)  
 安部議員。
- 2 番 (安部 都議員)  
 常任委員会のほうに早く提出できればよかったですけれども、そこがちょっと私も至らない点があるかと思いますが、ここでその分質疑またはわからない点などはこの本会議によって質問していただければと思いますので、そして、あと、議長のほうに一任していければと思いますので。  
 一応議運が終わった後に提出ができたということ佐藤議員は言われて…
- 議長 (山口経正議員)  
 しばらく休憩します。  
 (休憩 1 6 時 0 0 分～1 6 時 0 1 分)
- 議長 (山口経正議員)  
 会議を再開します。  
 安部議員。
- 2 番 (安部 都議員)  
 文言の訂正とか字句の訂正というのは一応できない形にはなりますけれども、そのところは御了承願えればというふうに思います。
- 議長 (山口経正議員)  
 ほかに質疑ありませんか。  
 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 お諮りします。  
 ただいま議題となっています発議第 1 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
 御異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)  
 異議なしと認めます。  
 よって、発議第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
 これから討論を行います。  
 まず、反対討論はありませんか。

7 番 7 番、金子 恵議員。  
(金子 恵議員)

私は、本意見書案に対し、反対の立場で討論いたします。

本意見書案の 2 番、使用者側に立った法制度ではなく、働く人の立場に立った本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。これに関しましては、3 年の期限が到達した段階で派遣先に直接雇用を申し入れる、あるいは無期雇用に変換するなどの措置が義務づけられており、場合によっては派遣先に直接雇用されたり、事実上の正社員へ変換できるというチャンスがあるかもしれないということであり、労使を切り離し考えることはいかなるものかと思えます。

次に、5 番、全ての労働者について、同一価値労働、同一賃金原則を実現し、解雇に関する現行のルールを堅持することですが、業種には事務系の仕事からサービス業、小売業などさまざまなものがあります。そこにどのように同一の労働、賃金を実現するのか。長崎県は大企業と言われる会社は少なく、多くの労働者が家内工業的な職場で働いているのが現状です。雇用する側も 1 日 8 時間、週 40 時間の雇用と労働でこれだけでは食べてはいけません。ましてや、生活を考え仕事をかけ持ちしている主婦が多く存在することも確かであり、一律に縛ることは困難であります。この意見書は一部の労働者のための意見書であり、広い目を見た労働者救済の意見書とは言いがたく、また、国の動向もどのようになるのかまだ確定していない段階であり、賛成することはできません。

よって、反対討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1 番 1 番、饗庭敦子議員。  
(饗庭敦子議員)

私は、発議第 1 号、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書に賛成の立場から討論を行います。

我が国は働く者のうち約 9 割が雇用関係のもとで働く雇用社会です。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のために必要です。それにもかかわらず、今、政府内に設置された会議体では、成長戦略の名のもとに解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の復旧、労働者保護の後退を招く恐れのある労働者派遣法の見直しなどといった労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされております。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言えます。労働時間と関係なく成果で賃金を払う制度については、政府は対象者を年収 1,000 万円以上とすることで最終調整に入っております。多くの働き手が残業代ゼロで長時間労働を強いられる懸念が広がって

いることに配慮してありますが、一旦この制度が始まれば対象が広がる恐れもあります。

また、年収が1,000万円より低い働き手には労働時間を想定し賃金を決める裁量労働制を拡大します。この制度では深夜や休日労働時の割増し賃金は出ますが、想定した時間を超えて働いても残業代は支払われません。労働時間に関係なく賃金が一定になる働き方はブラック企業に有利になるだけであり、この制度が導入された場合、労働者に対して長時間労働を負わせてくるのが懸念されます。現在は過重労働を防ぐため、1日8時間を超えて従業員を働かせると企業は賃金に上乗せしてお金を払う義務がありますが、新制度はこの規制が外れます。政府は厚労省の審議会で年内に制度設計を進める予定であります。今まで以上に労働者にハラスメント、ストレス、メンタルヘルス、過労死、過労自殺、少子化などさまざまな問題が生じることになるでしょう。絶対に導入する制度ではありません。

以上の観点から、労働者保護ルールの改悪に反対し、意見書への賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番

(堤理志議員)

発議1号、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の採択に賛成の立場から討論を行います。

この意見書の趣旨説明文と5つの要請項目にあるように、安倍総理は成長戦略として経済界の利益を擁護する立場から、働く者の健康や生活、命を守るために長年の労働運動の戦いの中で勝ち取ってきたさまざまな権利を崩す労働法制の改悪を推進しようとしています。安倍政権は対象になる労働者を限定するなどしていますが、労働にかかわる大原則を一旦崩せば、過去に労働者派遣法を次々と改悪し、派遣労働の対象を製造業全体にまで拡大していったときのように取り返しがつかないこととなります。もともと労働時間への規制を破壊し、時間ではなく成果で評価するよう求めてきたのは財界大企業であります。労働時間規制がなくなれば労働時間も残業代も気にせず働かせることができるからです。安倍首相は28日の産業競争力会議で対象を絞り込むなどと述べましたが、会議で報告した経済同友会代表幹事である長谷川主査は、中核・専門的人材とともに将来の経営、上級管理職候補、こういった方々を対象とすると提案しましたが、サービス残業、過労死の原因である名ばかり管理職が横行している中で、将来の管理職候補まで含めるとなれば対象はどこまでも膨らむことになり、労働者への打撃ははかり知れません。日本では現在8時間、週40時間労働の大原則がありながら、世界でも異常な長時間労働がまかり通り、ヨーロッパの各国より数百時間長くなっております。残業させても割増し賃金を払わないサービス残業や、労働者を過労死や退職に追い込むブラック企業も後を絶ちません。経済界や政府は経済

のグローバル化と言いますけれども、長与町は大企業の経営人や大株主の町ではありません。サラリーマンや働く者の町です。町民の思いは労働者を守る規制を緩和するという方向ではなく、逆にしっかりと守らせていくことで働く者の健康と、そして健全な労働環境を守ることが町民から求められております。長与町議会は町民の意思を国政に届け、安倍政権の労働法制改悪の暴走をやめさせる役割を担う必要がある、このように考えます。

以上の理由から、本意見書の採択に賛成をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番

(佐藤 昇議員)

私は、この意見書に反対の立場で討論いたします。

意見書の趣旨にはおおむね賛成であります。変な反対の仕方でありませぬけれども、手続の問題で反対いたします。

質疑でも申し上げましたが、定例会の会期前、あるいは定例会が始まって早い時期に提出されたならば委員会へ付託され慎重に審査され、わかりやすくよい意見書になったと思います。本会議即決になると質疑が3回しかできない、文言の修正や字句の訂正もできず、是か非かということになり、仮に採択されたとするとそのまま長与町議会の総意として関係機関へ送付されます。

大変残念であります。以上の考え方をもちて反対討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

私は、賛成の立場で討論いたします。

討論の内容は同僚議員と重複しますので簡単に述べさせていただきたいと思っております。

日本の労働者の賃金は1997年をピークに減り続け、平均年収が70万円も減っています。同時期に派遣法など労働法の規制緩和が繰り返されてきました。低賃金で不安定な非正規雇用をふやしたことが労働者全体の賃金を引き下げるとともに、正社員だから仕方がないと異常な長時間労働など労働条件の悪化をもたらしました。政府が考える労働者改悪ルールは、派遣労働者はもとより、契約社員やパート、そして正社員も含めて全ての働く人たちの労働条件を悪化させ、働く人間の使い捨てをより大規模に引き起こすこととなります。このような問題は労働者だけの問題にとどまりません。若者が希望を持ってない社会、結婚もできない劣悪な労働条件の広がりにより多くの国民が心を痛めています。非正規雇用は中高年にも広がり、雇用の不安、社会不安を広げています。労働法制をどうするかは日本の経済と社会のあり方にかかわる重大な問題であり、日本経済そのものを不安に陥れる今回の労働ルールの改悪について反対の立場から私は意見書に賛成いたします。

議長 (山口経正議員)  
次に、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第9、発議第1号、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(起立多数)

議長 (山口経正議員)  
起立多数。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
なお、本意見書の提出先については、議長に一任願います。  
日程第10、議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。  
会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。  
日程第11、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。  
文教厚生常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。  
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
場内の時計で16時30分まで休憩します。  
なお、議会運営委員会委員の皆様は直ちに第1委員会室へ御集合ください。  
(休憩16時20分～16時30分)

議長 (山口経正議員)  
休憩前に引き続き、会議を開きます。  
ただいまお手元に配付のとおり、議員提出の発委第2号、集团的自衛権行

使容認に反対する意見書、これを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

よって、発委第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第12、発委第2号、集団的自衛権行使容認に反対する意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長

(濱口 務君)

集団的自衛権行使容認に反対する意見書案

安倍首相は、集団的自衛権の行使を禁止してきた従来の政府解釈は適切ではないと行使を容認する見解を発表した。

これまでの歴代政府でも、憲法9条のもとに容認される自衛権の行使は、自国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまると解釈されてきた。集団的自衛権の行使容認は、日本に武力攻撃がなくても密接な関係国とともに武力を行使することであり、海外で武力行使はしてはならないという憲法上の歯どめを外すものである。

一内閣の判断で憲法解釈を自由勝手に変えることは立憲主義の否定である。しかも集団的自衛権の発動は、時の政権の判断に委ねられ、安倍首相が説明する必要最小限度の武力行使にとどめられる保証はどこにもない。

安倍首相は集団的自衛権行使の必要性を日本を取り巻く安全保障環境の変化を最大の理由としているが、軍事的対応への道へ進むことは周辺国へ新たな不調和をつくり出す原因ともなる。世論の多くは9条改憲を望んでいない。9条改憲反対は多数であり、集団的自衛権行使容認反対も過半数を占めている。それにもかかわらず、しゃにむに集団的自衛権行使ができるように突き進み、閣議決定や立法で憲法9条を空文化しようとしている。

準備されている国家安全保障基本法案は集団的自衛権行使容認やそのためのあらゆる制度、政策を織り込んだ総動員体制を目指し、日本の自衛隊が世界のどこでも武力行使ができる国にしようとしている。

日本国憲法は過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれた。平和を愛する諸国民と公正と信義に信頼し、国際的な平和を想像することを呼びかけた憲法前文と、特に憲法9条の武力による威嚇または武力の行使の放棄、戦力不保持、交戦権否認を定めた先駆的な役割は、今こそその意義が必要とされている。

戦争のない平和なアジアと世界を願う私たちは、憲法9条を形骸化する集団的自衛権の行使は絶対に許さない。また、明文改憲に反対し、憲法を守り生かすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月13日、長崎県長与町議会。

議長 (山口経正議員)  
お諮りします。  
本案については、提案理由の説明、質疑を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は、提案理由の説明、質疑を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。

20番、竹中 悟議員。

20番 (竹中 悟議員)

私は、先ほど請願のときに申し上げた理由をもちまして反対いたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

ただいま議題となっています発委第2号、集団的自衛権行使容認に反対する意見書について賛成の立場で討論いたします。

今、多くの日本人が築いてきた平和が脅かされています。このようなとき、私たちは思想や心情、支持政党、所属政党の枠を超えて平和を守る力を合わせるときだと思います。全ての議員、また、町民の皆さんに呼びかけたいと思います。集団的自衛権の行使容認の動きに大きな声を上げるときだと思います。憲法解釈の変更だけで集団的自衛権の行使に突き進むという行為は民主主義の土台である立憲主義を根底から覆すものであることは明らかです。国家の権力の濫用から国民を守るとというのが立憲主義であります。憲法96条が各議院の3分の2以上の賛成がなければ国会の憲法改正を発議できないようにしているのもそのためです。私的の識見者だけで協議をさせて憲法解釈を変えれば何でもできるというのは、まさに立憲主義の否定であり、このような行為だけでも絶対に許されるものではありません。このような動きにみずからの党内からも懸念の声が上がっているのも事実であります。集団的自衛権の行使の危険性は既に請願の中で同僚議員から述べられましたので、そこは割愛させていただきます。

多くの方が周辺国の威嚇的な行動を見、誰もが不安になるのは事実あると思います。しかし、これは相手国だけの責任でしょうか。日本の政治家の発動、行動、これにも反省が求められるのではないのでしょうか。しかし、こうした威嚇的な行為に対し、武力で解決できるのでしょうか。武力には武力の対応が新たな火種をつくり、收拾がつかない戦争へ広がっていくことのほうが容易に想像できるのではないのでしょうか。そうなると一般人まで被害を受けるのが戦争です。人々の命を奪い、まちを破壊し、経済を破壊し、環境を破壊し、人々の心も破壊する、人間が起こす最大の蛮行です。日本はさきの戦

争を反省し、戦没者の慰霊を弔い、8月9日の原爆記念の日に、二度と戦争はしないと誓っているはずです。誰もが平和を望んでいるのです。周辺国との意見の食い違いは何よりも対話で解決する努力をすべきです。事実、ASEANでは首脳会議で武力の威嚇や挑発はしない、紛争は対話で解決するとASEANの共同の●ネットピー宣言を各首脳が約束しています。集団的自衛権の行使容認は新たな不調和をつくり出す原因となることも想像がつきます。絶対に許されるものではありません。ぜひ皆さんの意見書賛同を御訴えします。

最後に、安倍首相にも呼びかけたいと思います。集団的自衛権の行使で新たな不調和を、原因をつくるのではなく、あなたの政治生命をかけ周辺国との調和を図る最大限の努力を払うことを強く要望し、意見書に賛成するものであります。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、発委第2号、集団的自衛権行使容認に反対する意見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、議長に一任願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決されました案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

町長 (吉田慎一君)

閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。



去る6月4日から開会をしていただきました平成26年第2回長与町議会議定例会は本日までの10日間の会議でしたけれども、議員各位には大変お疲れさまでございました。

各議案につきましては、慎重審議を賜りまして御決定をいただきましたこととお礼を申し上げる次第でございます。

また、今回は15名の議員の皆さんから御質問いただき、それぞれの視点からの御指摘、御指導をいただいております。御答弁を申し上げたことにつきましては今後最大限の努力をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

そして、いよいよ国体開催まで4カ月となってまいりました。機運盛り上がりのため、今議会におきまして国体ポロシャツの着用をしていただき、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

また、来週の21日には長崎がんばらんば国体長崎長与町実行委員会の第4回総会を開催します。大会の成功に向け、議員各位の御協力を改めましてお願いする次第でございます。

結びに、季節は梅雨の時期を迎えておるわけですが、どうか議員各位におかれましては御自愛をいただき、ますますの御活躍を賜りますよう御祈念申し上げ、定例会のお礼を込めて挨拶にかえさせていただきます。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

次に、私から閉会に当たり、一言申し上げます。

今定例会では、住民の皆さんの暮らしに直接、あるいは間接的に結びつく議案が審議され、活発な議論が交わされ、それぞれの判断が下されたところであります。

先般、4月10日、長与町議会としては初めての取り組みであります、町内の団体との住民懇談会を開催いたしました。双方合わせて40人以上の参加で有意義な懇談会となったところであります。これも町民とともに歩む議会を標榜して制定した議会基本条例に基づく取り組みの一端であります。

また、今定例会の傍聴には100人以上の皆様にご足運んでいただきました。御理解と御協力に感謝を申し上げる次第であります。

議会といたしましては、今後ともいろいろな取り組みを通じて、皆様方の付託に応えられるように努力を続ける所存であります。

これから梅雨本番を迎え、豪雨災害等発生しないことを祈りたいものでありますが、日ごろからの備えが大切であります。議会といたしましては、ことしも7月に入ってから災害対応訓練を実施することとなりました。災害時には冷静な対応が求められますが、誰しもとっさの場合にはやはり慌てるものであります。繰り返しの訓練の大切さがそこにあるのではないのでしょうか。町民の皆様にも災害から自分の身を守る日ごろの備えについて御理解と御協力をお願いし、また、行政当局には災害に強い安心、安全なまちづくりに向けた御努力に期待するものであります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年第2回長与町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 16時45分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議員

署名議員

署名議員